

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和2年11月7日から同年12月13日までの間、「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、242件の御意見を頂きました。

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第85号）
- (2) 地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程等の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第13号）

2 命令等の案を公示した日

令和2年11月7日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 242件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	233件
電子メール	6件
F A X	2件
郵 送	1件

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 押印・署名の見直しについて

- 手続の簡素化につながるので賛成する。
 - コロナ禍における事務手続上も賛同できる。
 - 業務の効率が上がるため賛同する。
 - 将来的には申請手続の電子化も推進してほしい。
- といった御意見が多数でした。他方、
- 押印や署名は刑法等で特別な扱いをされており、正当性・公正性の確保に有用であるから廃止には反対である。
 - 署名や押印の見直しに当たっては、申請者が本人であることを確認できる対応を明確にした上で行ってほしい。
- といった御意見がありました。

今回、署名や押印を求めないこととする手続については、記名で足りることとなりますが、記名も有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪における「署名」に当たるものと解されていることから、記名で足りることとなる手続について、偽変造に関して適用される刑法（明治40年法律第45号）上の罪の成否には影響が生じるものではないと考えています。

また、なりすましによる申請等の可能性があるなど、不審な点が認められる場合には、従前の対応と変わるものではありませんが、窓口や電話等で必要な確認を行うべきこと等について、改めて都道府県警察に指導をしております。

2 性別欄の削除について

- 不要な性別欄の削除はトランスジェンダーにとって性別の事情を本人の意図によらず暴露される危険性が減少する措置であり望ましい改正である。
- といった御意見がありました。他方で、
- 性別の記載は場合により必要なので行われるようにされたい。
- といった御意見もありました。

今回削除することとした性別欄については、許可等の業務において必ずしも必要がないものと考えています。